

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多良木町は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

多良木町長

公表日

令和7年1月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務【令和6年4月26日終了】 (2)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(住民税均等割のみ課税世帯給付金)の支給事務【令和7年3月31日終了】 (3)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(低所得者子育て世帯こども加算給付金)の支給事務【令和7年3月31日終了】 (4)令和6年度多良木町住民税非課税世帯等緊急生活支援金の支給事務【令和7年3月31日終了】 (5)令和6年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務【令和7年3月31日終了】 (6)令和6年度多良木町住民税非課税世帯緊急生活支援金の支給事務 (7)令和7年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務
③システムの名称	臨時給付金システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
臨時特別給付金情報ファイル、公金受取口座情報照会対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	- 番号利用法第9条第1項 別表第一第135項 - 番号利用法別表第一主務省令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 - 番号法第19条第8号 別表第二第121項 - 番号法別表第二主務省令第59条の4 【情報提供】 - なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務：福祉課 (2)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(住民税均等割のみ課税世帯給付金)の支給事務：企画観光課 (3)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(低所得者子育て世帯こども加算給付金)の支給事務：企画観光課、福祉課 (4)令和6年度多良木町住民税非課税世帯等緊急生活支援金の支給事務：企画観光課、福祉課 (5)令和6年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務：税務課 (6)令和6年度多良木町住民税非課税世帯緊急生活支援金の支給事務：福祉課 (7)令和7年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務：税務課
②所属長の役職名	(1)令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務：福祉課長 (2)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(住民税均等割のみ課税世帯給付金)の支給事務：企画観光課長 (3)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(低所得者子育て世帯こども加算給付金)の支給事務：企画観光課長、福祉課長 (4)令和6年度多良木町住民税非課税世帯等緊急生活支援金の支給事務：企画観光課長、福祉課長 (5)令和6年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務：税務課長 (6)令和6年度多良木町住民税非課税世帯緊急生活支援金の支給事務：福祉課長 (7)令和7年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務：税務課長

6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
------------------------	--

請求先	多良木町役場 福祉課 熊本県球磨郡多良木町大字多良木1648番地 0966-42-1255
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
--------------------------	--

連絡先	多良木町役場 福祉課 熊本県球磨郡多良木町大字多良木1648番地 0966-42-1255
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務 (2)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（住民税均等割のみ課税世帯給付金）の支給事務 (3)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（低所得者子育て世帯こども加算給付金）の支給事務	事後	
令和5年12月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	(1)令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務：福祉課	(1)令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務：福祉課 (2)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（住民税均等割のみ課税世帯給付金）の支給事務：企画観光課 (3)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（低所得者子育て世帯こども加算給付金）の支給事務：企画観光課、福祉課	事後	
令和5年12月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	(1)令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務：福祉課長	(1)令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務：福祉課長 (2)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（住民税均等割のみ課税世帯給付金）の支給事務：企画観光課長 (3)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（低所得者子育て世帯こども加算給付金）の支給事務：企画観光課長、福祉課長	事後	
令和6年4月26日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務 (2)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（住民税均等割のみ課税世帯給付金）の支給事務 (3)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（低所得者子育て世帯こども加算給付金）の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務【令和6年4月26日終了】 (2)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（住民税均等割のみ課税世帯給付金）の支給事務 (3)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（低所得者子育て世帯こども加算給付金）の支給事務	事後	
令和6年6月3日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務【令和6年4月26日終了】 (2)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（住民税均等割のみ課税世帯給付金）の支給事務 (3)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（低所得者子育て世帯こども加算給付金）の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務【令和6年4月26日終了】 (2)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（住民税均等割のみ課税世帯給付金）の支給事務 (3)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（低所得者子育て世帯こども加算給付金）の支給事務 (4)令和6年度多良木町住民税非課税世帯等緊急生活支援金の支給事務 (5)令和6年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）の支給事務	事後	
令和6年6月3日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	(1)令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務：福祉課 (2)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（住民税均等割のみ課税世帯給付金）の支給事務：企画観光課 (3)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（低所得者子育て世帯こども加算給付金）の支給事務：企画観光課、福祉課	(1)令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務：福祉課 (2)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（住民税均等割のみ課税世帯給付金）の支給事務：企画観光課 (3)令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金（低所得者子育て世帯こども加算給付金）の支給事務：企画観光課、福祉課 (4)令和6年度多良木町住民税非課税世帯等緊急生活支援金の支給事務：企画観光課、福祉課 (5)令和6年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）の支給事務：税務課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月3日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	(1) 令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務：福祉課長 (2) 令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(住民税均等割のみ課税世帯給付金)の支給事務：企画観光課長 (3) 令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(低所得者子育て世帯こども加算給付金)の支給事務：企画観光課長、福祉課長	(1) 令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務：福祉課長 (2) 令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(住民税均等割のみ課税世帯給付金)の支給事務：企画観光課長 (3) 令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(低所得者子育て世帯こども加算給付金)の支給事務：企画観光課長、福祉課長 (4) 令和6年度多良木町住民税非課税世帯等緊急生活支援金の支給事務：企画観光課長、福祉課長 (5) 令和6年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務：税務課長	事後	
令和6年6月3日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和6年6月3日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和6年12月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1) 令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務【令和6年4月26日終了】 (2) 令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(住民税均等割のみ課税世帯給付金)の支給事務 (3) 令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(低所得者子育て世帯こども加算給付金)の支給事務 (4) 令和6年度多良木町住民税非課税世帯等緊急生活支援金の支給事務 (5) 令和6年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務【令和6年4月26日終了】 (2) 令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(住民税均等割のみ課税世帯給付金)の支給事務【令和7年3月31日終了】 (3) 令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(低所得者子育て世帯こども加算給付金)の支給事務【令和7年3月31日終了】 (4) 令和6年度多良木町住民税非課税世帯等緊急生活支援金の支給事務【令和7年3月31日終了】 (5) 令和6年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務【令和7年3月31日終了】 (6) 令和6年度多良木町住民税非課税世帯等緊急生活支援金の支給事務 (7) 令和7年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務	事後	
令和6年12月13日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	(1) 令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務：福祉課 (2) 令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(住民税均等割のみ課税世帯給付金)の支給事務：企画観光課 (3) 令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(低所得者子育て世帯こども加算給付金)の支給事務：企画観光課、福祉課 (4) 令和6年度多良木町住民税非課税世帯等緊急生活支援金の支給事務：企画観光課、福祉課 (5) 令和6年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務：税務課	(1) 令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務：福祉課 (2) 令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(住民税均等割のみ課税世帯給付金)の支給事務：企画観光課 (3) 令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(低所得者子育て世帯こども加算給付金)の支給事務：企画観光課、福祉課 (4) 令和6年度多良木町住民税非課税世帯等緊急生活支援金の支給事務：企画観光課、福祉課 (5) 令和6年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務：税務課 (6) 令和6年度多良木町住民税非課税世帯等緊急生活支援金の支給事務：福祉課 (7) 令和7年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務：税務課	事後	
令和6年12月13日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	(1) 令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務：福祉課長 (2) 令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(住民税均等割のみ課税世帯給付金)の支給事務：企画観光課長 (3) 令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(低所得者子育て世帯こども加算給付金)の支給事務：企画観光課長、福祉課長 (4) 令和6年度多良木町住民税非課税世帯等緊急生活支援金の支給事務：企画観光課長、福祉課長 (5) 令和6年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務：税務課長	(1) 令和5年度多良木町生活困窮者緊急生活支援金の支給事務：福祉課長 (2) 令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(住民税均等割のみ課税世帯給付金)の支給事務：企画観光課長 (3) 令和5年度多良木町低所得者緊急生活支援金(低所得者子育て世帯こども加算給付金)の支給事務：企画観光課長、福祉課長 (4) 令和6年度多良木町住民税非課税世帯等緊急生活支援金の支給事務：企画観光課長、福祉課長 (5) 令和6年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務：税務課長 (6) 令和6年度多良木町住民税非課税世帯等緊急生活支援金の支給事務：福祉課長 (7) 令和7年度多良木町低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務：税務課長	事後	
令和6年12月13日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和6年12月13日時点	事後	
令和6年12月13日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和6年12月13日時点	事後	